

# 訪問看護サービスを受けるまでの流れ

- 訪問看護は、介護保険・医療保険のいづれかで利用することができます。

## 訪問看護の利用を検討

- 訪問看護サービスを受けるには、かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。
- かかりつけ医・当ステーション、または、担当ケアマネージャーにご相談下さい。



## 介護保険の対象となる可能性を検討

あり

### 介護保険

なし

### 医療保険

#### 介護保険の申請

#### 要支援・要介護認定

##### 要支援1・2

地域包括  
支援センター

介護予防  
プラン作成

##### 要介護1～5

居宅介護  
支援事業所

介護プラン  
作成

非該当

#### ● 40歳未満

難病・がん・小児疾患など医師が必要と  
認めた人

#### ● 40歳以上65歳未満

- ・ 40歳未満の対象者と同様
- ・ 介護保険の特定疾病に該当しない人  
(がん末期を除く)

#### ● 65歳以上

- ・ 介護保険の要支援・要介護の認定を  
受けていない人で、医師が必要と認  
めた人

要支援・要介護認定者で、がん末  
期・難病等、特別訪問看護指示  
書が発行された場合は医療保険  
で訪問看護が行われます

## 主治医による訪問看護指示書の発行



## 訪問看護ステーションと契約・利用開始